

## 一般財団法人稚内市体育協会助成内規

### 【目的】

第 1 条 この内規は、普及並びに競技力向上及びスポーツ少年団育成に関する事業を実施及び参加する協会又は連盟(以下「協会等」という。)に、予算の範囲内で助成することを目的とする。

### 【普及事業】

(体育協会長杯争奪大会)

第 2 条 協会等が主催して行う「体育協会長杯争奪大会」に、カップ及びトロフィー等購入費として、1 団体年間 1 回に限り一律 10,000 円を助成する。

(市民大会)

第 3 条 協会等が主催して協会員以外の愛好者も参加できる「市民大会」を開催する場合、助成対象運営経費の 2 分の 1 の範囲内で、1 団体年間 1 回として、大会規模に応じて次の額を限度に助成する。

(1)1 日日程の場合、参加者数 20 人以下で 20,000 円、21 人から 50 人が 30,000 円、51 人以上を 40,000 円とする。

(2)2 日以上 of 日程の場合、延べ参加者数 30 人以下で 30,000 円、31 人から 80 人で 40,000 円、81 人以上を 50,000 円とする。

(指導資格等取得及び更新)

第 4 条 公益財団法人日本体育協会等が行うスポーツ指導員等資格の養成講習会及び資格更新講習の参加に係る交通費として、その開催地に応じて実費相当額を助成する。

(スポーツ教室等)

第 5 条 協会等が主催して会員以外の市民(ジュニア層含む。)を対象に行う「スポーツ教室等」(以下「教室等」という。)の助成対象運営経費に対して、1 団体年間 1 回に限り次の額を限度に助成する。ただし、教室等の参加対象者が異なる場合は 1 団体 2 回までとする。

(1)短期的な教室等を 40,000 円とする。ただし、教室等は期間中 5 回以上の実施を目安とする。

(2)教室等終了後に 5 人以上のクラブ(スポーツ少年団含む。)化を一元的に実施して継続する場合は 100,000 円とする。

### 【競技力向上事業】

(全国レベルの大会及び研修会等の参加)

第 6 条 予選会等で出場権を得て全国大会に参加する選手及び指導者等養成のための全国レベルの研修会及び講習会(以下「研修会等」という。)に参加した個人及び団体(協会等)に次の額を助成する。

(1)個人 ; 一律一人 20,000 円とする。ただし、同一事業に多数参加する場合は 60,000 円を限度とし、3 人以下の団体は個人と同等とする。

(2)団体 : 4 人から 7 人が 50,000 円、8 人以上は 80,000 円とする。

(全道レベルの強化事業及び研修会等の参加)

第 7 条 指導者等養成のための全道レベルの研修会等及び強化事業に参加した個人及び団体(協会等)に 1 団体年間 1 回に限り次の額を助成する。

(1)個人 : 一律一人 10,000 円とする。ただし、同一事業に多数参加する場合は 30,000 円を限度とし、3 人以下の団体は個人と同等とする。

(2)団体 : 4 人から 7 人が 30,000 円、8 人以上は 50,000 円とする。

(協会等主催の研修会等)

第 8 条 外部から指導者を招聘又は内部(地元)指導者による研修会等を実施した協会等に、助成対象運営経費の 2 分の 1 の範囲内で、次の額を助成する。

(1)外部指導者を招聘した場合、指導者 1 人につき 30,000 円とし、2 人を限度に年間 1 回とする。

(2)内部指導者の場合、1 回につき 20,000 円とし、年間 3 回を限度とする。

(協会等が主催する中学生及び高校生の強化事業)

第 9 条 協会等が主催して中学生及び高校生を対象に行う強化事業で、次の各号に該当する 2 項目以上の事業を実施する場合の助成対象運営経費に対して、300,000 円を言動に助成する。

(1)実質 6 日以上 of 集中練習

(2)実質 6 日以上 of 合宿事業

(3)他地域の強豪チーム(個人)との練習試合(遠征及び招待)

(4)その他、競技力向上につながると認められる強化事業

【スポーツ少年団育成事業】

(育成奨励)

第 10 条 育成奨励を目的に年間 1 回に限り団員 24 人以下のスポーツ少年団に 20,000 円、団員 25 人以上のスポーツ少年団に 30,000 円を助成する。

(全道大会出場)

第 11 条 助成対象に指定する全道大会に参加する選手に、1 団体年間 1 回に限り、一律 1,000 円を助成する。

【共通】

(申請及び報告)

第 12 条 助成を受けようとする協会等は、事業実施前に助成申請書並びに事業実施計画書を、事業終了後には事業報告書を一般財団法人稚内市体育協会(以下「協会」という。)事務局に提出しなければならない。ただし、第 10 条に掲げる育成奨励助成を受けようとするスポーツ少年団は、申請書に当該年度の総会議案の添付をもって事業報告を兼ねるものとする。

(助成対象運営経費)

第 13 条 助成対象運営経費は、助成事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

(1)報償費

(2)旅費

(3)需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費)

(4)役務費(通信運搬費、手数料)

(5)使用料及び賃借料

(6)その他必要と認められる経費

(協議及び変更)

第 14 条 この規程に定めのない事項は、協会各委員会及びスポーツ少年団常任委員会において協議し、追加及び変更等は、協会理事会の承認を必要とする。

附 則

1 この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。